特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

**1 措置を実施する期間**

令和2年4月7日（火曜）から5月6日（水曜・振替休日）まで

**2 措置の対象とする区域**

神奈川県全域

**3 実施する措置の内容**

（1）県民の外出の自粛

法第45 条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

（2）多数の方が利用する施設の利用の制限等

当面は、県民の外出抑制を最優先に取り組むこととし、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、継続を要請する。継続を依頼する業種等の類型は、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、別紙（緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者）のとおりとする。

施設の利用制限について、学校については、5月6日まで原則として施設の利用を制限し、その他の施設については、外出自粛の効果を確認しながら、クラスターの発生状況などを見極めて実施する。実施にあたっては、法第24条に基づき、施設の使用制限等の協力要請を行い、その効果を見極めながら、法第45条第2項、3項に基づく要請、指示を順次行い、その旨を公表する。

（3）臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

（4）緊急物資の運送

必要に応じ、法第54条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

（5）物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第55条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

（6）生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係法令に基づく措置を行う。

（7）その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

**4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み**

（1）県民・事業者への周知

緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。

ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。

施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

（2）緊急事態措置に伴う影響への対応

緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。

売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを設置する。

（3）医療体制の確保

神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。

新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

（4）市町村との連携

本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

（5）県の実施体制

8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

このページに関するお問い合わせ先

くらし安全防災局 総務危機管理室

くらし安全防災局総務危機管理室へのお問い合わせフォーム

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-285-0536